

稲門 映像人・文化人ネットワーク 会則

第一章：総則

第1条（名称）

本会は、稲門 映像人・文化人ネットワーク (Waseda University Visual & Cultural Network 略称=WVCNET) (以下「本会」という) と称する。

第2条（事務局）

1. 本会は、主たる事務局を東京都世田谷区梅丘 1-33-9 モンド梅ヶ丘ビル
5F に置く。
2. 本会は、総会の議決を経て、従たる事務局を必要な地に置くことができる。

第3条（目的）

本会は、次に掲げる目標を達成するため、必要な活動を行うことを目標とする。

1. 映像・文化の分野に従事するプロフェッショナル相互の連携を深め、親睦を図ること、並びに時代を担う映像人（志望者を含む）文化人（志望者を含む）の育成援助。
2. 映像・文化の分野に従事する業界人、広く映像・文化の社会で活躍する人々のネットワークを構築し、早稲田大学および日本の文化の発展に寄

与すること。

3. 映像・文化の分野のビジネスの進展、並びに凡ゆる芸術・エンターテインメントの世界の発展に貢献すること。
4. 上記の目的のために稲門、早稲田人に限らず門戸を広く開放することとする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 会員のネットワーク（人脈）活用の促進のための活動。
2. 研修並びに講演会活動。
3. 本会のネットワークの活性化を促すレクリエーション活動。
4. その他本会の目的を達成するために必要な活動。

第二章：会員

第5条（種類）

1. 本会の会員は正会員および賛助会員とする。

2. 正会員とは、第7条により入会の申し込みをし、認められた者を指す。
3. 賛助会員とは、本会の活動趣旨に賛同し、第7条により入会の申し込みをし、承認を受けた法人その他の正会員以外のものを指す。

第6条（資格）

正会員の会員資格は下記に該当するものとする。但し賛助会員の場合は、この限りではない。

1. 映像・文化の分野に従事する者および映像・文化の世界を目指す者は会員2名以上の推薦を以て資格者とする。

第7条（入会）

本会に入会しようとする者は、別に定める書面により、代表幹事並びに事務局宛に入会の旨を申し込まなければならない。

第8条（会費）

1. 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。
2. 前項に規定するもののほか、会費に関し必要な事項は幹事会が別に定める。

第9条（退会）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会の申し出があり、代表幹事がこれを受理したとき。
2. 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
3. 本会が解散したとき。
4. 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
5. 除名されたとき。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席構成員（総会に出席した会員をいう。）の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会の会則(以下「本会則」という)に違反したとき
2. 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

第11条（抛出金品の不返還）

既納の会費及びその他の抛出金品は、原則として返還しない。

第三章：幹事

第12条（幹事）

本会に、次の幹事を置く。

1. 運営幹事 10名以上20名以内。
2. 運営幹事のうち1名を代表幹事とする。
3. 監事 3名以内

第13条（幹事の選任）

1. 運営幹事は、会員のうちから幹事会が推薦し、総会の承認を以って任命する。
2. 代表幹事は、運営幹事の互選によりこれを定める。
3. 運営幹事に異動があったときは、別に定める方法により速やかにその旨を会員に周知する。
4. 監事は、会員のうちから総会の承認を以って任命する。
5. 監事に異動があったときは、別に定める方法により速やかにその旨を会員に周知する。

第14条（幹事の任期）

1. 幹事の任期は、1年とする。ただし再任を妨げず、また解任あるいは本人

の退任の申出時等を除き、総会の議決による再任承認の手続きは省略することができる。

第15条（幹事の解任）

幹事が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席構成員の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その幹事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 不正の事実の発見による監事の報告に基づき幹事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
3. 職務上の義務違反その他幹事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第16条（幹事の報酬等）

1. 幹事は無給とする。ただし、常勤の幹事は有給とすることができる。
2. 幹事には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

第17条（幹事の職務）

1. 運営幹事は、幹事会を構成し、会務を決定する。
2. 代表幹事は、本会を代表し、会務を統理する。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1.財務及び会計の状況を監査すること
 - 2 運営幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - 3.財務及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は幹事会に報告すること
 - 4.前号の報告をするため必要があるときは、総会又は幹事会の招集を請求し、若しくは第六章又は第七章の定めにかかわらず、総会又は幹事会を招集すること。

第四章：幹事会

第18条（幹事会）

1. 幹事会は、幹事をもって構成する。
2. 監事は幹事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

第19条（議長）

幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。但し、止むを得ない事情により代

表幹事が総会に出席できない場合または付議事項等の事情から 代表幹事がその任に当たることが適当でない場合は、幹事会出席幹事中より互選により選出する。

第20条（召集）

1. 幹事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

■1.代表幹事が必要と認めたとき

■2.幹事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

■第17条第3項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき

2. 幹事会は、代表幹事が召集する。

3. 幹事会を召集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって通知しなければならない。

第21条（幹事会の付議事項）

幹事会は、次の事項を議決する。

1. 総会の議決した事項の執行に関すること。

2. 総会に付議すべき事項。
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第22条（定足数）

1. 幹事会は、幹事の3分の1以上の出席(次項に規定する書面出席を含む)がなければ開会することができない。
2. やむを得ない理由のため幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の幹事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合における幹事の議決については、当該幹事は出席したものとみなす。

第五章：事務局

第23条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、所要の職員をおくことができる。実務は事務局長が中心となって司る。

3. 事務局長は、幹事会の議決を経て代表幹事が委嘱し、職員は代表幹事が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

第24条（分科会）

1. 本会のネットワークの円滑な運営を図るため、事務局にはワーキンググループで構成する数種の分科会を置く。
2. 各幹事は、ホームページ上でのワーキンググループの活動状況を管理する。
3. 代表幹事は、他の幹事や事務局長と連携して分科会の円滑な運営に努めることとする。

第25条（備付け帳簿及び書類）

事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

1. 会則等。
2. 会員名簿及び会員の異動に関する書類。

3. 幹事、監事及びその他必要な役職員の名簿及び履歴書。
4. 会則に定める各機関の議事に関する書類。
5. 収入支出に関する帳簿及び証拠書類。
6. 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
7. その他必要な帳簿及び書類

第六章：総会

第26条（種類）

本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

第27条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第28条（召集）

1. 定時総会は、毎会計年度終了後3月以内に、代表幹事が召集する。但し、やむを得ない事情があるときは、幹事会の承認等を得て会計年度終了後6月以内の召集とすることができる。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1.幹事会が必要と認め召集の請求をしたとき

■2.会員の合計数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示し召集の請求があったとき

■3.第17条第3項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき

3. 総会を召集する場合は、日時、場所、目的及び審議事項を示した書面をもって、開会の日7日前までに通知しなければならない。

4. 第2項第2号又は第3号の請求があったときは、代表幹事はその日から30日以内に会議を召集しなければならない。

第29条（総会の付議事項）

総会は、本会則で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

第30条（議長）

1. 総会の議長は代表幹事がこれにあたる。
2. 止むを得ない事情により代表幹事が総会に出席できない場合または付議事項等の事情から代表幹事はその任に当たることが適当でない場合は、幹事またはその総会における出席正会員の中から選出する。

第31条（議決）

1. 総会の議事は、本会則に別に定める場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、出席会員による特段の異議がない場合には、適切な方法によって議事の承認を得ることを妨げない（この適切な方法による承認は全ての議決に適用する）。
2. 総会においては、第28条の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
3. 議決すべき事項に特別な利害関係を有する者は、当該事項について表決権を行使することができない。

第七章：資産および会計

第32条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものから構成する。

- 会費
- 寄付金品

- 資産から生じる収入

- 活動に伴う収入

- その他の収入

第33条（資産の管理）

本会の資産は、代表幹事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

第34条（経費）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第35条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、1月31日に終わる。

第36条（予算）

1. 本会の毎会計年度の収支予算は、幹事会が審議、編成し、総会の承認を得なければならない。

2. 予算の執行は、幹事会が行う。

第37条（事業報告および収支決算）

本会の事業報告及び決算は、会計年度終了後、代表幹事が事業報告書、収支決算

書、正味財産増減計画書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、定時総会において、出席構成員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第八章：会則の変更・解散等

第38条（会則の変更）

本会則は、総会において出席構成員の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第39条（解散）

本会は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

第40条（残余財産の処分）

本会の解散時に有する残余財産は、総会において出席構成員の4分の3以上の議決を経て、早稲田大学に寄付するものとする。

第九章：補則

第41条（実施細則）

本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会の議決を経て、代表幹事が別に定める。

附則

本会則 は、本会の設立総会で承認決議された日から施行する。

この会則は、2019年2月1日から施行する。